

令和 7 年第 5 回

国分寺市教育委員会定例会

日 時	令和 7 年 5 月 26 日 午前 10 時
場 所	国分寺市役所 会議室 201

令和7年第5回国分寺市教育委員会定例会議事日程

令和7年5月26日開催

日程第1 開会と署名委員の指名

日程第2 前会議事録の承認

日程第3 教育長等の報告

日程第4 議事

- 1 議案第26号
専決処分について
- 2 議案第27号
専決処分について
- 3 議案第28号
国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第29号
国分寺市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第30号
国分寺市立教育センターの指定管理者の募集について
- 6 議案第31号
国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員の任命について
- 7 議案第32号
国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会委員の任命及び委嘱について
- 8 議案第33号
国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員の委嘱について

日程第5 協議

日程第6 報告

1 寄附の受領について

〔教育総務課〕…資料 1

2 令和 7 年度児童生徒数・学級数について

〔学務課〕…資料 2

日程第 7 その他

日程第 8 閉会

議案第26号

専決処分について

令和7年度国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員の委嘱について、国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和40年教委規則第1号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により教育委員会の承認を求める。

令和7年5月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則（平成25年教委規則第5号）第4条第1項の規定により、令和7年5月1日より委員を委嘱する必要があるため、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

令和7年度 コミュニティ・スクール協議会委員候補者名簿

(国分寺市立第六小学校・国分寺市立第十小学校・国分寺市立第五中学校)

任期：No.1～19、21、22 令和7年4月1日～令和8年3月31日

No.20 令和7年5月1日～令和8年3月31日

No.	氏 名	推薦枠	所属等	備考
1	あおき ともこ 青木 智子	保護者	国分寺カレッジ3期生 めぐるまち国分寺スタッフ	新任
2	あさおか ゆきひこ 朝岡 幸彦	識見者	白梅学園大学特任教授	新任
3	あ べ な ち 阿部 奈智	地域住民	学校キャンプサポーター 学年委員	新任
4	いわくら ともあき 岩倉 友明	保護者	保護者代表	新任
5	いわさわ み よ こ 岩澤 美代子	地域住民	民生委員・児童委員	再任
6	おさ ない のりひろ 小山内 教弘	保護者	遊びの学校事務局 学習支援ボランティア	新任
7	かまた さちこ 鎌田 幸子	識見者	国分寺市立並木公民館長	新任
8	さいとう じゅんぼう 斉藤 順 法	地域住民	民生委員・児童委員	新任
9	しのみや よしゆき 四宮 義幸	地域住民	学校キャンプサポーター 前かたぐるまの会会長 前公民館運営審議会委員	新任
10	すぎた なおき 杉田 直木	地域住民	こくぶんじ観光まちづくり協会理事	再任
11	たむら はつえ 田村 初江	地域住民	青少年育成北地区委員会委員	新任
12	にしかわ あおい 西川 葵	地域住民	元保護者代表	新任
13	ぬまさき くにはる 沼崎 邦治	地域住民	戸倉自治会総務部長	再任
14	の な か あきひこ 野中 明彦	地域住民	農園経営者	新任
15	はまの こういち 浜野 浩一	地域住民	戸倉自治会防災会	新任

16	ひらた ゆき 平田 由紀	地域住民	十小ボランティア代表	再任
17	まつばら しほ 松原 志保	識見者	都立国分寺高校副校長	新任
18	みつかど ふじみ 光門 富士実	地域住民	青少年育成北地区委員会会長	再任
19	みやざき そうたろう 宮崎 倉太郎	識見者	元小学校長	再任
20	もりはら あやこ 森原 綾子	保護者	保護者代表	新任
21	やまぐち ひさえ 山口 久恵	地域住民	青少年育成北地区委員会副会長	新任
22	よしおか きんとき 吉岡 金時	保護者	保護者代表	再任

※委員 No. 5、10、13、16、18、19、22 は第十小学校コミュニティ・スクール協議会からの再任

定数：22 人以内（国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則）

議案第27号

専決処分について

第6期国分寺市公民館運営サポート会議委員の委嘱について、国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和40年教委規則第1号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により教育委員会の承認を求める。

令和7年5月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱（平成27年要綱第2号）第3条の規定により令和7年5月1日より委員を委嘱する必要があるため、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

第6期 国分寺市立並木公民館運営サポート会議委員候補者名簿

任期：令和7年5月1日～令和9年4月30日

No.	氏 名	所属等	委員区分	備考
1	まつなが みき 松長 未紀	公民館活動グループ（陶芸） 「Ruri」	第1号	再任
2	おおい やすひろ 大井 康裕	公民館活動グループ 「ボーイスカウト国分寺第2団」	第1号	再任
3	さかもと しんじ 坂本 真司	並木公民館「農業体験講座」参加者	第1号	再任
4	もりた ともえ 森田 とも江	並木公民館「くぬぎ教室」 運営スタッフ	第1号	再任
5	ひらた ごう 平田 剛	公民館活動グループ 「朗読劇団なみき」	第1号	新任
6	かく た けんすけ 角田 賢祐	青少年育成北地区委員会	第2号	新任
7	よしおか きんと 吉岡 金時	国分寺市立第十小学校PTA	第2号	新任
8	のぐち だいすけ 野口 大介	国分寺市立第五中学校長	第3号	新任
9	おおくま あや 大熊 綾	国分寺市立並木図書館長	第4号	再任
10	あさおか ゆきひこ 朝岡 幸彦	白梅学園大学特任教授	第4号	新任

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱第3条第1号＝公民館の利用者、
第2号＝地域団体の代表者、第3号＝学校教育の関係者、第4号＝社会教育の関係者

定数：10人以内(国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱)

議案第28号

国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

市立男女平等推進センターの管理施設の一部を市立教育センターへ管理替えるため、条例の一部を改正することを教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例

国分寺市立教育センター条例（平成6年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表101号室の項の次に次のように加える。

生活実習室	1,300	1,900	2,600	5,200
201号室	600	900	1,200	2,400
202号室	1,000	1,500	2,000	4,000

別表501号室の項及び実験実習室の項を次のように改める。

実験実習室	2,100	3,100	4,200	8,400
501号室	1,300	1,900	2,600	5,200

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 国分寺市教育委員会は、施行日前においても、この条例による改正後の国分寺市立教育センター条例の規定による生活実習室、201号室及び202号室の使用の申請、使用の承認その他必要な準備行為に関し、必要な手続を行うことができる。

国分寺市立教育センター条例（平成6年条例第22号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表（第9条関係） 国分寺市立教育センター使用料 (単位 円)					別表（第9条関係） 国分寺市立教育センター使用料 (単位 円)				
使用時間 使用区分	午前 午前9時～正 午	午後 午後1時～午 後5時	夜間 午後6時～午 後9時30分	全日 午前9時～午 後9時30分	使用時間 使用区分	午前 午前9時～正 午	午後 午後1時～午 後5時	夜間 午後6時～午 後9時30分	全日 午前9時～午 後9時30分
和室の項（略）					和室の項（略）				
101号室	600	900	1,200	2,400	101号室	600	900	1,200	2,400
					生活実習室	1,300	1,900	2,600	5,200
					201号室	600	900	1,200	2,400
					202号室	1,000	1,500	2,000	4,000
203号室の項・204号室の項（略）					203号室の項・204号室の項（略）				
501号室	1,300	1,900	2,600	5,200	実験実習室	2,100	3,100	4,200	8,400
実験実習室	2,100	3,100	4,200	8,400	501号室	1,300	1,900	2,600	5,200
備考（略）					備考（略）				



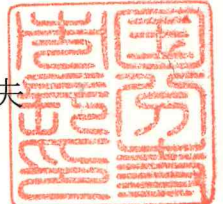
国市人発第21号

令和7年5月19日

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



国分寺市立男女平等推進センター管理施設の一部施設の国分寺市
立教育センターへの管理替について（依頼）

標記の件について、国分寺市教育委員会におきましてひかりプラザの指定管理者制度移行について報告がされました。これに伴い、国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例（平成6年条例第24号）第2条に規定する施設のうち、市民等へ貸出している下記施設（以下「対象施設」という。）につきて、ひかりプラザ全体の施設管理の効率化を図る観点から、国分寺市立教育センター所管の各施設と同時一体的に管理いただきますよう、対象施設の管理替を依頼いたします。

また、本依頼の実施に必要となる所要の措置につきましても、関係各課との調整等、特段の御協力をお願いいたします。

記

【管理替対象施設】 201号室、202号室及び生活実習室

議案第29号

国分寺市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則に
ついて

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

教育センターの貸出施設に係る様式の規定を改正するため、必要がある。

国分寺市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

国分寺市立教育センター条例施行規則（平成6年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号中

「

和室・101号室・203号室 204号室・実験実習室・501号室

を

」

「

和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室 203号室・204号室・実験実習室・501号室

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 国分寺市教育委員会は、施行日前においても、この規則による改正後の国分寺市立教育センター条例施行規則の規定による生活実習室、201号室及び202号室の使用の申請、使用の承認その他必要な準備行為に関し、必要な手続を行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限り、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

国分寺市立教育センター条例施行規則（平成6年教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
様式第1号（第2条関係） ※別紙参照	様式第1号（第2条関係） ※別紙参照
様式第2号（第3条関係） ※別紙参照	様式第2号（第3条関係） ※別紙参照
様式第4号（第4条関係） ※別紙参照	様式第4号（第4条関係） ※別紙参照
様式第5号（第4条関係） ※別紙参照	様式第5号（第4条関係） ※別紙参照

現 行

様式第1号（第2条関係）

国分寺市教育委員会 殿

申請日 年 月 日

申請者
団体名
氏名
住所
電話

国分寺市立教育センター使用申請書

国分寺市立教育センター条例施行規則第2条の規定に基づき、次のとおり申請します。

使用目的					
使用年月日 及び 使用時間	回	年・月・日（曜日）・時間	使用施設名		
	1	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>		
	2	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>		
	3	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>		
	4	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>		
	5	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>		
使用予定人員	在住 人	在勤 人	在学 人	他市 人	計 人
貸出器具	☐ 有（器具名 ） ☐ 無				
特別設備等	☐ 有（別紙仕様書のとおり） ☐ 無				
使用責任者 ☐ 申請者と同じ	住所 氏名 電話				

※使用責任者が申請者と同じ場合は、記入の必要がありません。

施設使用料	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	合計 円
-------	-----	-----	-----	-----	-----	------

領収・確認印

申請番号

改正後（案）

様式第1号（第2条関係）

申請日 年 月 日

国分寺市教育委員会 殿

申請者
団体名
氏名
住所

電話

国分寺市立教育センター使用申請書

国分寺市立教育センター条例施行規則第2条の規定に基づき、次のとおり申請します。

使用目的					
使用年月日	回	年・月・日（曜日）・時間	使用施設名		
及び 使用時間	1	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
	2	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
	3	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
	4	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
	5	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
使用予定人員	在住 人	在勤 人	在学 人	他市 人	計 人
貸出器具	☐ 有（器具名） ☐ 無				
特別設備等	☐ 有（別紙仕様書のとおり） ☐ 無				
使用責任者 ☐ 申請者と同じ	住所 氏名 電話				

※使用責任者が申請者と同じ場合は、記入の必要がありません。

施設使用料	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	合計 円
-------	-----	-----	-----	-----	-----	------

領収・確認印

申請番号

現 行

様式第2号（第3条関係）

申請日 年 月 日
承認日 年 月 日

申請者
団体名
氏名

様

国分寺市教育委員会 印

国分寺市立教育センター使用承認書

国分寺市立教育センター条例施行規則第3条の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します

使用目的					
使用年月日	回	年・月・日（曜日）・時間	使用施設名		
及び使用時間	1	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	和室・101号室・203号室 204号室・実験実習室・501号室		
	2	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	和室・101号室・203号室 204号室・実験実習室・501号室		
	3	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	和室・101号室・203号室 204号室・実験実習室・501号室		
	4	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	和室・101号室・203号室 204号室・実験実習室・501号室		
	5	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	和室・101号室・203号室 204号室・実験実習室・501号室		
使用予定人員	在住 人	在勤 人	在学 人	他市 人	計 人
貸出器具	☐ 有（器具名） ☐ 無				
特別設備等	☐ 有（別紙仕様書のとおり） ☐ 無				
使用責任者 ☐ 申請者と同じ	住所 氏名 電話				

施設使用料	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	合計 円
-------	-----	-----	-----	-----	-----	------

- この使用承認書は当日必ず受付に提示してください。
- 車でのご来館は極力ご遠慮くださるよう、参加者に周知徹底をお願いします。

◎裏面をよくお読みください

領収・確認印

申請番号

国分寺市立教育センター

使用についてのきまり

《次のことをお守りください。》

1. この使用承認書は、使用当日必ず受付にご提示ください。
又、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
2. 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
3. 使用後は、移動した机や椅子等を原状回復し、貸出し備品等については所定の場所へ返却してください。
4. 定められた場所以外では、喫煙・飲食はしないでください。
5. 他の使用者に迷惑を及ぼすことのないように使用してください。
特にお子様連れの方は、お子様から目をはなさないようにしてください。
6. 教育センター内での営利を目的とする事業、又は宗教の布教等の宗教的活動に使用のおそれがあるときは、使用を承認できません。
7. 使用料
教育センター使用料は、使用承認書の交付と同時に納めていただきます。
なお、既に納入した教育センター使用料は、原則的にお返しできません。
8. 使用料の免除
国分寺市立教育センター条例施行規則第6条第1項
 - (1) 教育委員会及び市が主催又は共催する事業として使用するとき。
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育活動の一環として使用するとき。
 - (3) 官公署が市民福祉向上のために使用するとき。
 - (4) 市内の自治会等又は市民の団体が運営活動のために使用するとき。
 - (5) 市内の社会教育関係団体が社会教育活動のために使用するとき。
 - (6) その他国分寺市教育委員会教育長が特に必要と認めるとき。
9. 使用承認後の変更・取り消し
 - (1) 教育センター使用承認後に使用者の都合により使用日等の変更又は取り消しをする場合は、受付に使用承認書を持参し、変更又は取り消しの手続きをとってください。
 - (2) 使用目的や使用条件等に違反したときは、使用承認を取り消す場合があります。
10. 教育センター使用に際して、施設又は付属設備等に損傷をさせたときは、損傷相当額を賠償していただく場合があります。
11. 教育センター使用の際に出た「ごみ」は、使用者が責任をもってお持ち帰りください。
12. 駐車スペースが少ないため、できる限り公共交通機関などをご利用ください。
13. 使用に際して、不明な点がありましたら、係員にお尋ねください。

国分寺市立教育センター

〒 185-0034 国分寺市光町一丁目46番地8

☎ 042(573)4370

改正後（案）

様式第2号（第3条関係）

申請日 年 月 日
承認日 年 月 日

申請者
団体名
氏名

様

国分寺市教育委員会 印

国分寺市立教育センター使用承認書

国分寺市立教育センター条例施行規則第3条の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します

使用目的					
使用年月日	回	年・月・日（曜日）・時間	使用施設名		
及び使用時間	1	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
	2	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
	3	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
	4	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
	5	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>		
使用予定人員	在住 人	在勤 人	在学 人	他市 人	計 人
貸出器具	☐ 有（器具名） ☐ 無				
特別設備等	☐ 有（別紙仕様書のとおり） ☐ 無				
使用責任者 ☐ 申請者と同じ	住所 氏名 電話				

施設使用料	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	合計 円
-------	-----	-----	-----	-----	-----	------

- この使用承認書は当日必ず受付に提示してください。
- 車でのご来館は極力ご遠慮くださるよう、参加者に周知徹底をお願いします。

◎裏面をよくお読みください

領収・確認印

申請番号

国分寺市立教育センター

使用についてのきまり

《次のことをお守りください。》

1. この使用承認書は、使用当日必ず受付にご提示ください。
又、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
2. 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
3. 使用後は、移動した机や椅子等を原状回復し、貸出し備品等については所定の場所へ返却してください。
4. 定められた場所以外では、喫煙・飲食はしないでください。
5. 他の使用者に迷惑を及ぼすことのないように使用してください。
特にお子様連れの方は、お子様から目をはなさないようにしてください。
6. 教育センター内での営利を目的とする事業、又は宗教の布教等の宗教的活動に使用
するおそれがあるときは、使用を承認できません。
7. 使用料
教育センター使用料は、使用承認書の交付と同時に納めていただきます。
なお、既に納入した教育センター使用料は、原則的にお返しできません。
8. 使用料の免除
国分寺市立教育センター条例施行規則第6条第1項
 - (1) 教育委員会及び市が主催又は共催する事業として使用する時。
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育活動の一環として使用する時。
 - (3) 官公署が市民福祉向上のために使用する時。
 - (4) 市内の自治会等又は市民の団体が運営活動のために使用する時。
 - (5) 市内の社会教育関係団体が社会教育活動のために使用する時。
 - (6) その他国分寺市教育委員会教育長が特に必要と認めるとき。
9. 使用承認後の変更・取り消し
 - (1) 教育センター使用承認後に使用者の都合により使用日等の変更又は取り消しをする場合は、受付に使用承認書を持参し、変更又は取り消しの手続きをとってください。
 - (2) 使用目的や使用条件等に違反したときは、使用承認を取り消す場合があります。
10. 教育センター使用に際して、施設又は付属設備等に損傷をさせたときは、損傷相当額を賠償していただく場合があります。
11. 教育センター使用の際に出た「ごみ」は、使用者が責任をもってお持ち帰りください。
12. 駐車スペースが少ないため、できる限り公共交通機関などをご利用ください。
13. 使用に際して、不明な点がありましたら、係員にお尋ねください。

国分寺市立教育センター

〒 185-0034 国分寺市光町一丁目46番地8

☎ 042(573)4370

現 行

様式第4号（第4条関係）

申請日 年 月 日

国分寺市教育委員会 殿
申請者 団体名
氏名
住所
電話

国分寺市立教育センター使用変更・取消申請書

国分寺市立教育センター条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

		年・月・日（曜日）・時間	使用施設名				
変更	変更前	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>				
	変更後	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>				
取消し	1	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>				
	2	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>				
変更・取消し理由							
使用目的							
使用予定人員		在住 人	在勤 人	在学 人	他市 人	計 人	
貸出器具		☐ 有（器具名） ☐ 無					
特別設備等		☐ 有（別紙仕様書のとおり） ☐ 無					
※使用責任者 ☐ 申請者と同じ		住所 氏名 電話					

※使用責任者が申請者と同じ場合は、記入の必要がありません。

施設使用料	①	円	②	円	③	円	④	円	⑤	円	合計	円
					領収・確認印							
								申請番号				

改正後（案）

様式第4号（第4条関係）

申請日 年 月 日

国分寺市教育委員会 殿

申請者 団体名
氏名
住所
電話

国分寺市立教育センター使用変更・取消申請書

国分寺市立教育センター条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

		年・月・日（曜日）・時間	使用施設名				
変更	変更前	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>				
	変更後	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>				
取消し	1	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>				
	2	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室</u> <u>203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>				
変更・取消し理由							
使用目的							
使用予定人員		在住 人	在勤 人	在学 人	他市 人	計 人	
貸出器具		☐ 有（器具名 ） ☐ 無					
特別設備等		☐ 有（別紙仕様書のとおり） ☐ 無					
※使用責任者 ☐ 申請者と同じ		住所 氏名 電話					

※使用責任者が申請者と同じ場合は、記入の必要がありません。

施設使用料	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	合計 円
-------	-----	-----	-----	-----	-----	------

領収・確認印

申請番号

現 行

様式第5号（第4条関係）

申請日 年 月 日
承認日 年 月 日

申請者
団体名
氏名

様

国分寺市教育委員会 印

国分寺市立教育センター使用変更・取消承認書

国分寺市立教育センター条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

		年・月・日（曜日）・時間	使用施設名				
変更	変更前	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>				
	変更後	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>				
取消し	1	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>				
	2	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・203号室</u> <u>204号室・実験実習室・501号室</u>				
変更・取消し理由							
使用目的							
使用予定人員		在住 人	在勤 人	在学 人	他市 人	計 人	
貸出器具		□有（器具名 ） □無					
特別設備等		□有（別紙仕様書のとおり） □無					
※使用責任者 □申請者と同じ		住所 氏名 電話					

※使用責任者が申請者と同じ場合は、記入の必要がありません。

施設使用料	①	円	②	円	③	円	④	円	⑤	円	合計	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

領収・確認印

申請番号

改正後（案）

様式第5号（第4条関係）

申請日 年 月 日
承認日 年 月 日

申請者
団体名
氏名

様

国分寺市教育委員会 印

国分寺市立教育センター使用変更・取消承認書

国分寺市立教育センター条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

		年・月・日（曜日）・時間	使用施設名			
変更	変更前	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室 203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>			
	変更後	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室 203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>			
取消し	1	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室 203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>			
	2	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・全日	<u>和室・101号室・生活実習室・201号室・202号室 203号室・204号室・実験実習室・501号室</u>			
変更・取消し理由						
使用目的						
使用予定人員		在住 人	在勤 人	在学 人	他市 人	計 人
貸出器具		☐ 有（器具名 ） ☐ 無				
特別設備等		☐ 有（別紙仕様書のとおり） ☐ 無				
※使用責任者 ☐ 申請者と同じ		住所 氏名 電話				

※使用責任者が申請者と同じ場合は、記入の必要がありません。

施設使用料	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	合計 円
-------	-----	-----	-----	-----	-----	------

領収・確認印

申請番号

議案第30号

国分寺市立教育センターの指定管理者の募集について

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

国分寺市立教育センターの管理運営について、令和8年4月から指定管理者制度による運営を行うため、指定管理者を募集する必要がある。

国分寺市立教育センター条例の一部改正と 国分寺市立教育センターの指定管理者の募集について

1 条例改正の目的

国分寺市立教育センター(以下、「教育センター」)は、効率的な施設管理を目的に、令和8年4月からの指定管理者制度への移行に向けた公募の手続きを進めます。公募を実施するにあたっては、同じ建物内にある国分寺市立男女平等推進センター(以下、「男女平等推進センター」)が所管する貸室について取扱いを整理する必要がありました。

本条例改正は、指定管理者制度移行を機に、施設全体の管理運営の効率化を図る観点から、男女平等推進センターの貸室を教育センターの管理に移管し、一体的管理をすることを目的とするもので、本条例改正を経て、指定管理者の公募の手続きを進めていきます。

2 条例改正の内容

男女平等推進センターが所管する貸室(201号室・202号室・生活実習室)を、以下の表のとおり、令和8年4月から教育センターが所管する貸室とします。

	ひかりプラザ内貸室	R8.3 末まで	R8.4～
1階	和室・101号室	教育センター	
2階	201・202号室・生活実習室	男女平等推進センター	教育センター
	203・204号室	教育センター	
4階	実験実習室		
5階	501号室		

3 教育センターの指定管理者の募集について

上記の条例改正を経たうえで、教育センターを令和8年4月から指定管理者への管理に移行するため、以下の内容のとおり指定管理業務等の内容を整理し、指定管理者公募に向けた手続きを進めます。

(1)指定管理者が管理する教育センターの主な対象範囲

区分	管理対象エリア	備考
管理対象	貸室(和室・生活実習室、101・201・202・203・204・501号室、実験実習室)	教育センター内の貸室のため
	共用部(駐車場・廊下・トイレなど)	教育センターが建物の主たる施設となるため
	教育相談室・トライルーム・実験準備室など教育センター事業を実施する各諸室	教育センター事業に係る施設として対象範囲には含むが、運営に関しては引き続き直営で実施
	新幹線資料館・鉄道展示室	教育センター事業に係る施設のため
管理対象外	ひかりスポーツセンター	別の公の施設のため ※運営はすでに指定管理
	男女平等推進センター	別の公の施設のため ※運営は直営
	市史編さん室	執務室の扱いとなるため
	喫茶こだま・国際協会・勤労者福祉サービスセンター	行政財産使用許可により運営しており、指定管理者は許可することができないため
	親子ひろば(令和8年4月～)	教育センター事業に係る諸室ではないため

(2)指定管理者が行う主な業務内容

●受付・貸出業務 ●使用料等の徴収 ●施設案内業務 ●施設使用許可・取消等の業務 ●防火・防災管理
●防犯対策 ●設備備品の点検・管理 ●鍵の管理、出入り口の施錠・開錠 ●新幹線資料館の管理・活用
※現在、包括管理業務で実施している内容については、指定管理者の業務には含めません。

議案第31号

国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則（平成25年教委規則第5号）
第4条第1項の規定により、委員を任命する必要がある。

令和 7 年度 コミュニティ・スクール協議会委員候補者名簿（案）
（国分寺市立第四小学校・国分寺市立第四中学校）

任期：No. 1、2、4～14 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

No. 3 令和 7 年 5 月 26 日～令和 8 年 3 月 31 日

No.	氏 名	推薦枠	所属等	備考
1	あんじ ゆきこ 安司 志子	保護者	保護者代表	再任
2	お の りょうこ 小野 綾子	地域住民	地域住民 卒業生	再任
3	かつやま としや 勝山 俊也	識見者	ふるさと文化財課職員	新任
4	きのした るみこ 木下 るみ子	識見者	社会福祉法人 Ann Bee 代表	再任
5	さかもと あやこ 坂本 文子	地域住民	地域住民	再任
6	さ さ き よしみ 佐々木 義身	識見者	元中学校長	再任
7	たけい はるか 竹居 はるか	地域住民	地域住民	再任
8	たかの くにと 鷹野 邦人	識見者	元大学教授	再任
9	たんげ みゆき 丹下 美幸	地域住民	民生委員・児童委員	再任
10	とのした たつや 戸ノ下 達也	識見者	大学講師	再任
11	ほしじま ひろき 星島 寛樹	保護者	保護者代表	再任
12	ほしの のぶお 星野 信夫	地域住民	前国分寺市長	再任
13	やはぎ みつや 矢萩 光也	地域住民	泉町三丁目防災会員	新任
14	わだ ゆかり 和田 友佳里	保護者	保護者代表	再任
15				
16				

定数：16 人以内（国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則）

議案第32号

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会委員
の任命及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会設置要綱（令和7年要綱第3号）第3条の規定により、委員を任命及び委嘱する必要がある。

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会委員候補者名簿（案）

任期：令和7年6月23日～令和8年3月31日

No.	氏 名	所属等	委員区分
1	で はり おしのり 出張 吉訓	東京女子体育大学教授	識見を有する者
2	くぼ なおこ 窪 直子	国分寺市立第一中学校コミュニティ・スクール協議会委員 国分寺市立第一中学校PTA会長	中学校の コミュニティ・スクール 協議会の委員
3	もりはら あやこ 森原 綾子	国分寺市立第五中学校コミュニティ・スクール協議会委員	中学校の コミュニティ・スクール 協議会の委員
4	た もら ふみ お 田村 文男	国分寺市スポーツ協会 副会長 こくぶんじ地域クラブ 会長 国分寺市バドミントン協会 会長	市内においてスポーツ、 文化及び芸術の振興に係 る活動を行う者
5	なが せ のりふみ 永瀬 典史	国分寺一小サッカークラブ	市内においてスポーツ、 文化及び芸術の振興に係 る活動を行う者
6	すがもと たかよ 菅本 高代	国分寺市音楽連盟顧問	市内においてスポーツ、 文化及び芸術の振興に係 る活動を行う者
7	たかしま めぐみ 高島 恵生	国分寺市文化団体連絡協議会会長	市内においてスポーツ、 文化及び芸術の振興に係 る活動を行う者
8	たなか いちろう 田中 一郎	国分寺市立第四中学校長	市立中学校の校長
9	いなば だいすけ 稲葉 大祐	国分寺市立第一中学校副校長	市立中学校の副校長
10	や ぎ よしひと 八木 義人	国分寺市立第五中学校副校長	市立中学校の副校長
11	きとう こうじ 佐藤 宏司	国分寺市立第二中学校主幹教諭	市立中学校の教諭
12	わたなべ けいすけ 渡辺 圭介	国分寺市立第三中学校主幹教諭	市立中学校の教諭
13	ひろせ よしろう 廣瀬 喜朗	教育部教育総務課長	教育部教育総務課長
14	ば ば いっぺい 馬場 一平	教育部学校指導課長	教育部学校指導課長

定数：14人以内（国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会設置要綱）

議案第33号

国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

武蔵国分寺史跡地地主会会長の交代に伴い、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例（平成23年条例第26号）第3条第1項の規定により、委員を委嘱する必要がある。

国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員名簿（案）

任期： No. 1 令和 7 年 5 月 26 日～令和 8 年 7 月 7 日
No. 2～10 令和 6 年 7 月 8 日～令和 8 年 7 月 7 日

No.	氏 名	所属等	委員区分	備考
1	ながさわ あきら 永澤 章	武蔵国分寺史跡地地主会会長	第 1 号	新任
2	くぼ た ひさし 久保田 尚	埼玉大学名誉教授 日本大学客員教授 (交通計画)	第 1 号	再任
3	さかい きよじ 酒井 清治	駒澤大学名誉教授 (考古学)	第 1 号	再任
4	さとう まこと 佐藤 信	東京大学名誉教授 (古代史学)	第 1 号	再任
5	すずき まこと 鈴木 誠	東京農業大学グリーンアカデミー校長 東京農業大学名誉教授 (造園学)	第 1 号	再任
6	のざわ やすし 野澤 康	工学院大学建築学部まちづくり学科教授 (都市計画)	第 1 号	再任
7	ふじい けいすけ 藤井 恵介	東京大学名誉教授 (建築史学)	第 1 号	再任
8	まつい としや 松井 敏也	筑波大学芸術系教授 (保存科学)	第 1 号	再任
9	さかづめ ひでいち 坂詰 秀一	文化財保護審議会会長 立正大学特別栄誉教授 元学長 (考古学)	第 2 号	再任
10	ふくしま つかさ 福島 司	文化財保護審議会副会長 東京農工大学名誉教授 (植物学)	第 2 号	再任

国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例第 3 条第 1 項第 1 号＝識見を有する者、
第 2 号＝国分寺市文化財保護審議会委員

定数：10 人以内（国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例）

寄附の受領について

このことについて、下記のとおり寄附の申出（1件）がありましたので報告いたします。

記

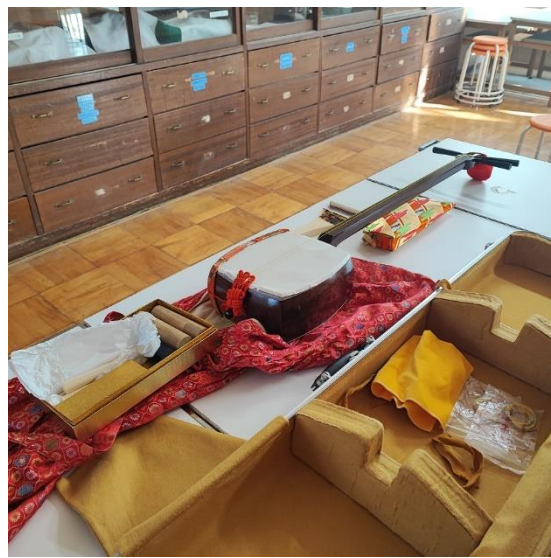
1 受付年月日 令和7年4月7日

寄附申請者 非公表

寄附先 国分寺市立第七小学校

寄附物件 三味線（ケース・小物一式） 1 棹

評価額 18,000 円



令和7年度 児童生徒 学級数一覧表

学校	学年	学級数		差引数 (A)-(B)	4月7日児童数		差引数 (A)-(B)	学校	学年	学級数		差引数 (A)-(B)	4月7日児童数		差引数 (A)-(B)
		6年度 (B)	7年度 (A)		6年度 (B)	7年度 (A)				6年度 (B)	7年度 (A)		6年度 (B)	7年度 (A)	
第一小学校	1	3	3	0	78	100	22	第七小学校	1	3	3	0	87	80	▲7
	2	3	3	0	92	81	▲11		2	3	3	0	97	88	▲9
	3	3	3	0	79	93	14		3	3	3	0	82	96	14
	4	3	3	0	85	81	▲4		4	3	3	0	86	84	▲2
	5	3	3	0	77	86	9		5	3	3	0	75	86	11
	6	2	3	1	76	78	2		6	3	3	0	84	77	▲7
	計	17	18	1	487	519	32		計	18	18	0	511	511	0
第二小学校	1	5	5	0	144	165	21	特別支援学級 けやき	1				2	3	1
	2	5	5	0	167	146	▲21		2				5	2	▲3
	3	5	5	0	163	168	5		3				9	5	▲4
	4	5	5	0	146	165	19		4	4	4	0	2	10	8
	5	5	5	0	156	148	▲8		5				3	3	0
	6	4	5	1	129	153	24		6				7	3	▲4
	計	29	30	1	905	945	40		計	4	4	0	28	26	▲2
特別支援学級 わかば	1				9	3	▲6	第八小学校	1	3	2	▲1	71	66	▲5
	2				7	9	2		2	2	2	0	46	70	24
	3				5	7	2		3	2	2	0	62	48	▲14
	4				8	5	▲3		4	2	2	0	68	61	▲7
	5				4	8	4		5	2	2	0	69	66	▲3
	6				8	4	▲4		6	2	2	0	65	68	3
	計	6	5	▲1	41	36	▲5		計	13	12	▲1	381	379	▲2
第三小学校	1	4	4	0	131	126	▲5	第九小学校	1	3	3	0	92	93	1
	2	4	4	0	134	130	▲4		2	3	3	0	104	92	▲12
	3	4	4	0	137	131	▲6		3	3	3	0	97	104	7
	4	5	4	▲1	143	136	▲7		4	3	3	0	73	98	25
	5	4	5	1	120	146	26		5	4	3	▲1	108	75	▲33
	6	3	4	1	115	122	7		6	3	4	1	82	109	27
	計	24	25	1	780	791	11		計	19	19	0	556	571	15
第四小学校	1	4	4	0	119	111	▲8	第十小学校	1	3	3	0	101	78	▲23
	2	5	4	▲1	147	121	▲26		2	3	3	0	82	99	17
	3	5	5	0	152	152	0		3	3	3	0	88	82	▲6
	4	4	5	1	137	151	14		4	2	3	1	68	87	19
	5	5	5	0	157	141	▲16		5	3	2	▲1	73	67	▲6
	6	5	5	0	161	157	▲4		6	2	3	1	66	76	10
	計	28	28	0	873	833	▲40		計	16	17	1	478	489	11
特別支援学級 双葉	1				2	3	1	普通学級 合計	1	35	35	0	1,035	1,039	4
	2				3	2	▲1		2	35	34	▲1	1,076	1,039	▲37
	3				5	3	▲2		3	34	35	1	1,064	1,082	18
	4				4	6	2		4	33	35	2	996	1,067	71
	5				6	4	▲2		5	35	35	0	1,007	1,011	4
	6				3	7	4		6	29	35	6	950	1,014	64
	計	3	4	1	23	25	2		計	201	209	8	6,128	6,252	124
特別支援学級 さつき	1				10	11	1	特別支援学級 合計 (わかば・双葉・けやき)	1				13	9	▲4
	2				7	11	4		2				15	13	▲2
	3				6	8	2		3	13	13	0	19	15	▲4
	4				6	9	3		4				14	21	7
	5				7	7	0		5				13	15	2
	6				9	7	▲2		6				18	14	▲4
	計	6	7	1	45	53	8		計	13	13	0	92	87	▲5
第五小学校	1	3	4	1	97	106	9	特別支援学級 合計 (さつき)	1				10	11	1
	2	3	3	0	96	96	0		2				7	11	4
	3	3	3	0	99	95	▲4		3				6	8	2
	4	3	3	0	85	98	13		4				6	9	3
	5	3	3	0	71	85	14		5				7	7	0
	6	2	3	1	76	73	▲3		6				9	7	▲2
	計	17	19	2	524	553	29		計	6	7	1	45	53	8
第六小学校	1	4	4	0	115	114	▲1	総 計	1				1,058	1,059	1
	2	4	4	0	111	116	5		2				1,098	1,063	▲35
	3	3	4	1	105	113	8		3	220	229	9	1,089	1,105	16
	4	3	4	1	105	106	1		4				1,016	1,097	81
	5	3	4	1	101	111	10		5				1,027	1,033	6
	6	3	3	0	96	101	5		6				977	1,035	58
	計	20	23	3	633	661	28		計	220	229	9	6,265	6,392	127

令和7年度 児童生徒 学級数一覧表

学校	学年	学級数		差引数 (A)-(B)	4月7日生徒数		差引数 (A)-(B)
		6年度 (B)	7年度 (A)		6年度 (B)	7年度 (A)	
第一中学校	1	6	7	1	185	218	33
	2	6	5	▲1	208	186	▲22
	3	6	6	0	205	209	4
	計	18	18	0	598	613	15
第二中学校	1	4	4	0	116	119	3
	2	4	3	▲1	127	117	▲10
	3	3	4	1	116	131	15
	計	11	11	0	359	367	8
	特別支援学級 F組	1			6	14	8
		2	3	1	7	7	0
		3			5	8	3
		計	3	1	18	29	11
	特別支援学級 E組	1			9	10	1
		2	4	0	10	11	1
		3			10	9	▲1
		計	4	0	29	30	1
第三中学校	1	5	5	0	160	161	1
	2	5	4	▲1	168	158	▲10
	3	5	5	0	161	171	10
	計	15	14	▲1	489	490	1
	特別支援学級 I組	1			5	6	1
		2	2	1	7	5	▲2
		3	3		4	7	3
		計	2	1	16	18	2
第四中学校	1	5	4	▲1	156	134	▲22
	2	3	4	1	113	154	41
	3	4	3	▲1	148	114	▲34
	計	12	11	▲1	417	402	▲15
第五中学校	1	4	4	0	147	138	▲9
	2	4	4	0	140	147	7
	3	4	4	0	143	141	▲2
	計	12	12	0	430	426	▲4
普通学級	1	24	24	0	764	770	6
	2	22	20	▲2	756	762	6
	3	22	22	0	773	766	▲7
	計	68	66	▲2	2,293	2,298	5
特別支援学級 (F組・I組)	1				11	20	9
	2	5	7	2	14	12	▲2
	3				9	15	6
	計	5	7	2	34	47	13
特別支援学級 (E組)	1				9	10	1
	2	4	4	0	10	11	1
	3				10	9	▲1
	計	4	4	0	29	30	1
総 計	1				784	800	16
	2	77	77	0	780	785	5
	3				792	790	▲2
	計	77	77	0	2,356	2,375	19